

早くも11月、決断の時は今？

個々人のこだわり、不安は分かりますが、先ず行動を！

生活保護の申請に行きたいのだが、ここが分からない、少し不安で・・・

師走12月は、無いものと考えて年越し準備

朝、夜間学校ニュースを配って帰ろうとしていたとき、一階のフロアで声がかかりました。

「ちよつと聞きたいんやけど、手引き書（自助努力援助のための手引き書―生活保護は怖くない）にある書類で、続柄のトコは、どう書いたらいいんやろか」

手引き書をバッグから出して、確認すると、11頁「役所で記入する書類（3）扶養義務者の申告書」にある「申告者の続柄」欄のことでした。

「申告者、つまり、アナタとの関係だから、父、母、兄、妹、でいいんじゃないでしょうか」

「長男、三男とかでなくていいんやな」「そうです。」

一般的には、長男、三男とか言う場合は、自分も含んで、性別も分かるように家族構成を説明する言い方だと思います。例えば、「五人兄弟で、自分は三男だが、上に長男・長女・次男がいて、下には妹、次女がいる。」というように。結婚していて、子どもがいる場合は、自分から見ての続柄です。すから、長男とか次男・長女などと書くことになります。

質問をしてきた人は、それを確かめて安心したのか、問わず語りに次のようなことを伝えてくれました。

「ワシらの時代は皆そうやけど、あまり勉強しなくてな、親が漁師で、朝から手伝うて、学校では寝てばかりやった、集団就職で出てきて、働いたけど、勉強するマはなかった。

この間、テント張つてた奴におうたら、撤去されて今、生活保護受けてる言うてた。輪番でも知ってるモンが減つて、取り残されたような気がする。ワシもボチボチ考えよかと思ってるんやけど、分からんとこあると不安でな」

中には、生活保護申請が二度目、三度目という人もいます。しかし、多くの人は初めての体験で、特になじみのない役所の手続きという事です。不安が一杯、断られたらどうしよう、後がないことになるのではないかと、申請に行くのに二の足を踏む人も多いと思われまます。

知識の不足で、役人相手に恥をかきたくない、という思いもあるかも知れません。

しかし、行政職員は、それで飯を食っているのですから、生活保護手続きに慣れていて当たり前、相談に行く人と知識量の差がなければ詐欺というものです。分からないことは、分かるよ

うに説明してもらいましょう。「聞くは一時の恥、聞かぬは末代までの恥」といいます。

もつとも、一口に行行政職員といっても、知識量の多い、少ないに個人差があり、説明の仕方に上手下手もありますから、相談の巡り合わせ、運不運もあります。窓口の忙しさもあって、説明が行き届かないということもあるでしょう。不確かなこと、疑問に思ったことは、他の人の話も参考に聞いて確かめるようにしましょう。

同じ日に、「市更相に行つて、2枚の紙をもらつて、ケアセンターに1週間、居ることになったんやが、後は、向こうからの連絡を待つてたらいいんやな」と、再確認を求めてきた人がいます。

2枚の紙とこの紙を見せてもらつると、一枚は、敷金や家具什器費の説明と金額が書かれており、もう一枚には、職安(ハローワーク)等の求職に関する情報が書かれていました。

「これもらつたときに、なにか言われませんでしたか」と聞いても、「サア、特別なにも聞いていないと思う・・・」

本人が聞き落としたか、職員が説明下手だったのか、判断つきませんが、明らかなのは、じつと待つていてはダメなことです。

不動産屋に行つて部屋探しをし、重要事項説明書ももらつて、職安に行つて求職者登録をすること、そして、市更相に報告に行くことを、勧めました。現場安全十則にある「分からぬことは指図待て」ではなく、積極的に説明を求める姿勢が大切です。

生活保護申請(居宅保護)は、11月中旬に済ませるようにならなう。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも(永住権を持つ外国人を含む)活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡つたところにある建物です。

医療センター(大阪社会医療センター)は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらつてから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」(無料)をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。入所希望者は、大阪市立更生相談所(市更相)で相談を。

不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

※ 双葉商事さん(電話06・6561・4392)

鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話06・6658・8888)

26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。